

あなたの賃金が上がる？

上がります、最低賃金

2023年10月1日から三重県の

地域別最低賃金は

973^{時給}円

午後10時～午前5時に勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,216^{時給}円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金
が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算さ
れる場合があります。詳しくは、連合へご相談ください。



✓ 最低賃金は、都道府県ごとに毎年、見直されています

✓ 最低賃金額を下回る賃金は法律違反となり、下回った場合、差額を請求できます

✓ 会社は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務があります

✓ 最低賃金は、パートタイマーや学生バイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、原則すべての労働者とその使用者に適用されます



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら、なんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット「ゆにボ」▶



日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)



0120-154-052

いこうよれんごうに

スマホ・
携帯
OK

<http://www.jtuc-rengo.jp/mie/>

連合三重





あなたの最低賃金

今すぐチェック

①確認 | 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 **基本給 + 諸手当**

対象でない 一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

②比較 | 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。



時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください

③相談 | 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは大丈夫？
ウェブでチェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!

